国民健康保険請求の手引

				<u> </u>	416/41	<u> </u>
	保険者	名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番
	高 知	市	390013	(直)088 (823) 9359		
	室戸	市	390021	(直)0887 (22) 5 1 3 3	退国	
	安 芸	市	390039	(直)0887 (35) 1002	職保	
市	南国	市	390047	(直)088 (880) 6555	7	
	土 佐	市	390054	(直)088 (852) 7625	割	高
	須 崎	市	390062	(直)0889 (42) 1 1 9 1		高 知 市
	土佐清水	市	390088	(直)0880 (82) 1108	未	
部	宿毛	市	390096	(直)0880 (63) 1112	未 就 学 者	8 桁
	四万十	市	390104	(直)0880 (34) 1114	者	•
	香 南	市	390112	(直)0887 (57) 8506	8	四芸
	香 美	市	390120	(直)0887 (53) 3 1 1 5	割	四万十市・香南芸西村・中土佐
	東洋	町	390203	(直)0887 (29) 3394		万十市・香南市西村・中土佐町
	奈 半 利	町	390211	(直)0887 (38) 8 1 8 1	高	・中
	田 野	町	390229	(直)0887 (38) 2812	高齢受給者	南佐
	安 田	町	390237	(直)0887 (38) 6712	給	市町・・・
	北 川	村	390245	(直)0887 (32) 1214	者	香 四
郡	馬路	村	390252	(直)0887 (44) 2112	88一割割定	美万市十
	芸 西	村	390260	(直)0887 (33) 2112	割割定以	町
	大 川	村	390419	(代)0887 (84) 2211	以上所得 (平成	10
	土 佐	町	390427	(直)0887 (82) 1110	公26 者	桁
	本 山	町	390500	(直)0887 (76) 2113	1 4 7	· 上
	大 豊	町	390518	(代)0887 (72) 0450	指定公費1割(平成26年4月2日以上所得者 7割	記
	佐 川	町	390708	(直)0889 (22) 7706		記 以 外
	越知	町	390716	(直)0889 (26) 1170	年 🆰	
	中 土 佐	町	390724	(直)0889 (52) 2213	月 歳	桁
	日高	村	390740	(直)0889 (24) 5 1 1 1	日までに70歳の誕生日を迎える方)	7桁の数字
	梼 原	町	390799	(直)0889 (65) 1170	で出た。	文字
	大 月	町	390831	(直)0880 (73) 1113	70歳の誕生日を迎えた方)を迎える方)	
部	三 原	村	390864	(直)0880 (46) 2 1 1 1	のる方	
	いの	町	391003	(直)088 (893) 1117	生日日	
	津 野	町	391011	(直)0889 (55) 2314	を 迎	
	仁 淀 川	町	391029	(直)0889 (35) 1088	えた	
	四万十	町	391037	(直)0880 (22) 3 1 1 7	方	
	黒潮	町	391045	(直)0880 (43) 2800		
組合	医 師 国	保	393025	(直)088 (824) 8808		
	全 国 土	木	133033	03 (5210) 4 3 8 0		
旧	中 央 建	設	133264	03 (3200) 1 1 5 5	た上だ詞	被
外	全国建設工事業		133298	03 (5652) 7 0 0 1	ただし退職を除く上記と同様	ik 険
県外分の取扱い	全 国 歯 科		093013	088 (823) 7 3 6 9	返 同 職 様	者証
	中四国薬剤師		333039	086 (231) 1738	を除	の
	建設連	合	233064	03 (3504) 1 2 4 1	ζ ΄	被保険者証のとおり
	全 国 左	官	133231	03 (3269) 4778		Ŋ
	全 国 板	金	133280	03 (3453) 8 4 6 4		

診療報酬明細書(レセプト)受付締切日

〇診療報酬明細書(レセプト)の受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)です。 (直接持参分、郵送分とも)

〇10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で、9時から17時まで受付します。

○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。 5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。 (土・日・祝日を含む。)

※受付締切日は厳守してください。

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

請求書は、紙レセプト分、福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の請求分について作成してください。オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内・県外にかかわらず必要ありません。

又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。

2 紙レセプト請求について

〇国保一般分、退職者医療分をそれぞれ保険者別にまとめてください。(下図参照)

○請求書への集計は、制度別の本家入外区分等別に集計してください。(下図参照)。県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66 を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲してください。

〇月遅れ分も合わせて編綴してください。ただし、医療機関コードが異なる場合は、各々請求書が必要です。

○国保一般分(公費併用を含む)の**国保組合分**については給付割合が同じ場合でも「本人」と「本人以外(高齢受給者と未就学者を含む)」分を別まとめにしてください。(※集計は合算)

※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できませんのでご留意ください。

◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではな く、ホッチキス留めとしてください。

◇制度・保険者別でレセプトをまとめてください。こ より等で綴じる必要はありませんが、レセプトが ばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等で まとめてください。

◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「─」線(横線)で、抹消してください。

診療報酬請求書 (保 <mark>険者番号毎</mark> に一番上に添付)	
国保一般(70歳以上8割)	入院外
国保一般(70 歳以上 7 割)	入院外
国保一般 (国保組合分含む)	入院外
国保一般(未就学者)	入院外
退職(本人)	入 院 入院外
退職(被扶養者)	入 院 入院外
退職(未就学者)	入 <u>院</u> 入院外

◎特別療養費(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、当該レセプトの上部余白へ特別療養費と朱書し、県内・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じで提出してください。

(請求書への集計は不要です。)

※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。

◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66 を除く)については県外分扱いとなりますので、請求書の国民健康保険、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。

◎提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。

3 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書の編綴と集計方法について 編級方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、法別番号(43)・(46)・(70)・(71)・(73)・(74)・(75)・(76)・(77)・(78)・(80)・(81)・(82)・(83)・(84)・(85)・(86)・(87)・(88)・(89)・(91)・(92)・(93)毎にまとめてください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。



交通事故等の第三者傷害の表示

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「②」の表示を行うとともに、「摘要」欄に事故対象点数を記載してください。

お問い合わせは 保険者支援課求償係 (088)820-8421 までお願いします。

介護保険の主治医意見書料請求書について

主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送付してくださるようお願いします。

受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)です。

お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

後期高齢者医療請求の手引

			<u> </u>	71.1		平成 29 年 4 月現任
	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	
	高 知 市	39392014	(直)088 (823) 9380			】請求書及び明細書の編綴・集計要領 ■ ままま Lungua (NTT) トプロレンシンは次の悪経で短辺してはさい。
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。
	安 芸 市	39392030	(直)0887 (35) 1002			1 オンライン又は光ディスク等による請求について
市	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			請求書は、紙レセプト分の請求分について作成してください。 オンライン又は光ディスク等による請求分につい
П	土 佐 市	39392055	(直)088 (852) 7636			<mark>ては、県内・県外にかかわらず必要ありません。</mark> 又、光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。
	須 崎 市	39392063	(直)0889 (42) 1191			
40	宿 毛 市	39392089	(直)0880 (63) 1112			2 紙レセプト請求について
部	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			○給付割合毎に、 入院、入院外 の順にし、保険者番号毎に請求書を作成してください。 ○請求書への集計は、本家入外区分別に集計してください。(下図参照)。県内分は公費分点数の集計及び記
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			載は不要です。県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療
	香 南 市	39392113	(直)0887 (57) 8506			欄に再掲してください。又、月遅れ分も合わせて綴じてください。ただし、医療機関コードが異なる場合は、 各々請求書が必要です。
	香 美 市	39392121	(直)0887 (53) 3 1 1 5			県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。
	東 洋 町	39393012	(直)0887 (29) 3394			※ 請求書は後期高齢者医療用を使用してください。 ※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できませんのでご留意ください。
	奈 半 利 町	39393020	(直)0887 (38) 8 1 8 1	_		
	田 野 町	39393038	(直)0887 (38) 2812	/ 割		診療報酬請求書
	安 田 町	39393046	(直)0887 (38) 6712	(+	8	(保険者番号毎に一番上に添付)
	北 川 村	39393053	(直)0887 (32) 1214	足以	桁	後期高齢者(9割) 入院外
	馬 路 村	39393061	(直)0887(44)2112	定以上所得者	:: の 数 字	後期高齢者 (7割) <u>入院</u> 入院外
郡	芸 西 村	39393079	(直)0887 (33) 2112	得 者	,	◇レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキス留めとしてください。
	本 山 町	39393418	(直)0887 (76) 2113			
	大 豊 町	39393442	(代)0887 (72) 0450	•		◇保険者番号毎にレセプトをまとめてください。こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。
	土 佐 町	39393632	(直)0887 (82) 1110	9 割		
	大 川 村	39393640	(代)0887 (84) 2211			◇OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「―」線(横線)で、抹消して ください。
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁 淀 川 町	39393871	(直)0889 (35) 1088			◎特別療養費(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて特別療養費のレセプトは、当該レセプトの上部余白へ特別療養費と朱書し、県内・県外分にかかわらず上記
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2 2 1 3			「2」のレセプトとは別綴じで提出してください。
	佐川町	39394028	(直) 0889 (22) 7706			(請求書への集計は不要です。) ※ 電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。
部	越知町	39394036	(直) 0889(26) 1 1 7 0			○目内保険老公の内で、小妻各中老が目見でも Z + の/ごも回 40, co, cc + №/ハロっハマは <mark>■見八板い</mark> しかいも
	梼 原 町	39394051	(直) 0889 (65) 1170			◎県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別 19、62、66 を除く)については <mark>県外分扱い</mark> となりますので、請求書の後期高齢者医療、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してくださ
		39394101	(直) 0889 (24) 5 1 1 1			۱۱ _۰
	津 野 町 四 万 十 町	39394119	(直) 0889 (55) 2 3 1 4 (直) 0880 (22) 3 1 1 7			◎提出の際は、 <mark>県外分と県内分が混在しないよう</mark> 別まとめにしてください。
	大月町	39394127	(直) 0880 (73) 1113			
	三原村	39394242	(直)0880 (46) 2 1 1 1			介護保険の主治医意見書料請求書について
	黒潮町	39394283	(直) 0880 (43) 2800			主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送
	rp1					付してくださるようお願いします。 受付締切日は、毎月 10 日(17 時までの必着)です。
同					お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。	
			舌 088 (821) 4526			
		FAX	088 (821) 4518			

- 診療報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。国保分と後期高齢者医療分とは別々にまとめて提出してください。
- 交通事故等の第三者傷害の表示についても国民健康保険の記載と同様です。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号